



柔道整復師(整骨院、接骨院)のかかり方について



柔道整復師は、骨折や捻挫などに対して施術を行うことになっていますが、「医師」ではないため、整骨院等での施術を受ける場合に「組合員証」が使えるものは次のとおり限られていますので、正しい受診を心がけましょう。

組合員証が使えるもの

- ・ 急性などの外傷性の打撲、捻挫、挫傷（肉離れなど）、骨折、脱臼
ただし、骨折や脱臼については医師の同意が必要（応急処置を除く。）

組合員証が使えないもの（全額自己負担になります。）

- ・ 日常生活からくる疲労、肩こり、腰痛、体調不良、スポーツによる筋肉疲労、筋肉痛
- ・ 疲労回復や慰安目的のあん摩、マッサージ代わりの利用
- ・ 病气（神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎、ヘルニアなど）からくる痛み、こり
- ・ 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善が見られない長期の治療
- ・ 過去の交通事故等による後遺症
- ・ 工作中や通勤途中におきた負傷

施術を受けるときの注意事項

1. 負傷の原因を正確に柔道整復師に伝える。

外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が公務災害に該当する場合は、組合員証は使用できません。
また、交通事故に該当する場合は、共済組合へご連絡をお願いします。

2. 柔道整復師が作成する「療養費支給申請書」の負傷の原因、負傷名、日数、金額をよく確認して、必ず自署する。

「療養費支給申請書」は、患者が柔道整復師に共済組合への保険請求を委任するものですので、白紙の状態での自署は行わないでください。

3. 領収書を必ずもらう。

領収書は所得税の確定申告の控除対象になりますので、大切に保管しましょう。

4. 施術が長期にわたる場合は、医師の診察を受ける。

内科的要因も考えられるので、病院等で診察を受けましょう。

「共済組合」から施術内容を調査させていただくことがあります

近年、一部の柔道整復師による水増し請求等が問題となっています。厚生労働省からも通知が出されたことから、共済組合では医療費適正化の一環として、整骨院、接骨院からの請求内容と実際に受けられた施術内容が一致しているか、また負傷原因と施術内容が健康保険の対象であるかを確認するため柔道整復師から施術を受けた方に、必要に応じて文書での調査を行っておりますので、御協力をお願いします。